

※報告対象：(ア)欄に掲げる用途で、対象区分ごとに条件1または条件2のいずれか（または両方）に該当するものが対象となります。

なお、対象区分が建築物・防火設備の欄については建築物については3年ごと、防火設備については毎年の報告をお願いします。

	用途(ア)	対象区分	規模等		報告時期 10月1日～12月28日まで
			条件1	条件2	
			(ア)欄の用途に供する階 (3階以上及び地階の床面積の 合計が100㎡を超えるもの) ※4	(ア)欄の用途に供する部分の 床面積	
1	高齢者・障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物 ※1	建築物・防火設備	3階以上 地階	2階部分で 300㎡以上 ※5	建築物：平成28年(2016年)を始期として3年ごと 【参考：令和4,7,10年…】 防火設備：毎年
		防火設備のみ	—	各階合計 200㎡超(上段に該当する場合を除く)	
2※2	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	建築物・防火設備	3階以上	各階合計 2,000㎡以上 ※6	
		建築物・防火設備	3階以上 地階	2階部分で 500㎡以上 ※5 または 各階合計 3,000㎡以上 ※6	
3	展示場、公衆浴場	建築物・防火設備	3階以上 地階	2階部分で 500㎡以上 ※5 または 各階合計 3,000㎡以上 ※6	
		建築物・防火設備	3階以上 地階	200㎡(客席部分)以上 ※7	
		建築物のみ	—	各階合計 500㎡以上(上段に該当する場合を除く)	
4	劇場、映画館、演芸場	建築物・防火設備	3階以上 地階 主階が1階にない	200㎡(客席部分)以上 ※7	
		建築物のみ	—	各階合計 500㎡以上(上段に該当する場合を除く)	
5	公会堂、集会場	建築物・防火設備	3階以上 地階	200㎡(客席部分)以上 ※7	
		建築物のみ	—	各階合計 500㎡以上(上段に該当する場合を除く)	
6	観覧場(屋外観覧場除く)	建築物・防火設備	3階以上 地階	200㎡(客席部分)以上 ※7	
7	病院※3、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)※3	建築物・防火設備	3階以上 地階	2階部分で 300㎡以上(患者の収容施設がある場合のみ) ※5 または 各階合計 500㎡以上	
		防火設備のみ	—	各階合計 200㎡超～500㎡未満(上段に該当する場合を除く)	
8	旅館、ホテル	建築物・防火設備	3階以上 地階	2階部分で 300㎡以上 ※5	
		建築物のみ	—	各階合計 500㎡以上(上段に該当する場合を除く)	
9	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	建築物・防火設備	3階以上 地階	2階部分で 500㎡以上 ※5 または 各階合計 3,000㎡以上 ※6	
		建築物のみ	—	各階合計 1,500㎡以上(上段に該当する場合を除く)	
10	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店	建築物・防火設備	3階以上 地階	2階部分で 500㎡以上 ※5 または 各階合計 3,000㎡以上 ※6	
		建築物のみ	—	各階合計 500㎡以上(上段に該当する場合を除く)	

※1 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)、寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事務所、看護小規模多機能型居宅介護の事務所を含む。)、その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※2 学校に附属するものを除く

※3 介護老人保健施設及び介護医療院含む

※4 (ア)の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるものに限る

※5 2階が避難階のものを除く

※6 避難階以外の階を当該用途に供するものに限る

※7 避難階以外の階を当該用途(客席以外も含む)に供するものに限る